

証券コード 4465

2021年9月2日

株 主 各 位

大阪市淀川区新高一丁目8番10号

株 式 会 社 ニ イ タ カ

代表取締役社長 奥 山 吉 昭

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、規模を大幅に縮小の上、適切な感染防止策を実施し開催することを決定いたしました。

株主様におかれましては、上記をご了承いただきました上で、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使を実施いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申しあげます。

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2021年9月21日（火曜日）午後5時10分（営業時間終了時）までに到着するようご返送をお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年9月22日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号

ホテルメルパルク O S A K A 4階 ソレイユ

（開催場所を昨年と変更しておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）

株主総会当日にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りたくお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第59期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.niitaka.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表

なお、会計監査人及び監査等委員会は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.niitaka.co.jp>）に掲載させていただきます。

【株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策について】

◎本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

◎ご来場の株主様は、マスクのご持参及び着用をお願い申し上げます。

◎当日、体調不良と思われる株主様には入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症拡大による度重なる緊急事態宣言発出の影響で個人消費は大きく落ち込み、経済活動は停滞しました。また、当社グループの主要顧客である飲食店や宿泊施設は、酒類提供自粛、営業時間短縮等により多大な影響を受け、大変厳しい環境となりました。

このように新型コロナウイルス感染症が広がるなかで、引き続き感染予防の組織的取り組みを実施し、売上の確保に努めてまいりました。飲食店や宿泊施設向けの洗剤洗浄剤及び固形燃料等においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上減少いたしました。需要が急拡大したアルコール製剤の販売は、全社を挙げて製品の安定供給に努めた結果、一定の伸びで推移しました。

これにより、当連結会計年度の売上高は、184億3千6百万円（前期比 4.0%増）となりました。

利益につきましては、一定の伸びで推移したアルコール製剤において、高付加価値の「手指消毒用Nスター」、「ノロスター」の出荷が多かったことが好影響を与えました。また、営業利益は、24億4千8百万円（同 51.4%増）、経常利益は、24億6千5百万円（同 56.9%増）となりました。しかし、中国連結子会社である新高（福建）日用品有限公司の料理用固形燃料生産設備の操業停止ならびに新高（江蘇）日用品有限公司が建設する工場の建設期間延長に関して減損損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、6億9千7百万円（同 34.1%減）となりました。

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の情報はありません。当社グループ製造品及び仕入商品等の売上高は、次のとおりであります。

<当社グループ製造品>（業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤・固形燃料等）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染予防に役立つ製品が一定の伸びで推移しました。また、手指消毒剤、「ケミガード」や「リフガード」など

の感染対策用新製品を中心に、既存市場以外への新規チャネル開拓も進みました。一方で、洗剤洗浄剤及び固形燃料等は飲食店や宿泊施設の集客減少の影響を受け、売上が減少しました。

その結果、当連結会計年度の当社グループ製造品売上高は、149億9千3百万円（前期比 7.7%増）となりました。

<仕入商品等>

当連結会計年度の売上高は、34億4千3百万円（同 9.6%減）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は10億2千2百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ア．当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

イ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設

中国第2工場 建設工事

ウ．重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額26億円の当座貸越契約を締結しております。

また、当連結会計年度においては、中国第2工場の建設資金ならびに新型コロナウイルス感染症拡大による経済停滞に備えた運転資金の積み増し等を含め、金融機関より長期借入金25億円の資金調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2018年 5 月期)	第 57 期 (2019年 5 月期)	第 58 期 (2020年 5 月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2021年 5 月期)
売 上 高(千円)	16,728,523	17,490,806	17,723,180	18,436,868
経 常 利 益(千円)	1,105,621	1,206,621	1,571,816	2,465,488
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	785,673	822,887	1,058,619	697,248
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	133.08	139.39	179.32	118.11
総 資 産(千円)	16,210,092	17,099,722	17,777,553	20,468,243
純 資 産(千円)	9,138,199	9,707,664	10,559,936	11,292,946
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,547.88	1,644.36	1,788.74	1,912.90

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2018年 5 月期)	第 57 期 (2019年 5 月期)	第 58 期 (2020年 5 月期)	第 59 期 (当事業年度) (2021年 5 月期)
売 上 高(千円)	15,792,407	16,279,622	16,525,438	16,993,847
経 常 利 益(千円)	914,160	1,269,869	1,329,997	2,330,344
当 期 純 利 益(千円)	626,574	994,234	902,063	715,991
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	106.13	168.41	152.80	121.28
総 資 産(千円)	15,232,895	16,317,522	16,948,924	19,319,790
純 資 産(千円)	8,587,734	9,385,823	10,139,586	10,745,565
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,454.64	1,589.84	1,717.54	1,820.18

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 ユーホーニイタカ	10,000千円	100%	手洗い用水石鹼・建物の床用ワックス等の製造・販売
スイショウ油化工業 株式会社	10,000千円	100%	建物の床用ワックス等の製造・販売
新高（福建）日用品 有限公司	16,000千人民元	100%	固形燃料・洗剤洗淨剤の製造
尼多咖（上海）貿易 有限公司	6,846千人民元	100%	固形燃料・洗剤洗淨剤の販売
新高（江蘇）日用品 有限公司	84,245千人民元	100%	固形燃料・洗剤洗淨剤の製造

(注) 新高（江蘇）日用品有限公司は、2020年8月4日付及び2021年3月9日付で増資を行い、資本金が増加しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが主に事業展開するフードビジネス業界においては、少子高齢化に伴い市場規模が横ばいで推移しており、そのことを前提に戦略を構築していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で戦略の見直しが必要になっております。

主要顧客である飲食店や宿泊施設は、酒類提供自粛、営業時間短縮等により多大な影響を受け、大変厳しい環境が続いております。このような外食産業が、感染症拡大前の状態に戻るには、一定の時間を要すると予測され、洗剤洗浄剤及び固形燃料等の売上に影響を与えます。しかし、一方で需要が急拡大した感染対策用製品を中心に、既存市場以外への新規チャネル開拓が進み、当社グループにとって新たな販売機会が増加してきております。

このような事業環境の変化に注視し、食品安全、環境及び感染予防に貢献しつつ、業績の伸長に努めてまいります。これらの課題は基本的には現行の中期経営計画「NIP Q60」（Niitaka Innovation Plan, Quality 60）に沿ったものでありますが、感染症によって生まれた新たな課題にも積極的に取り組んでまいります。

中期経営計画の概要

中期経営計画の主要な方針は以下のとおりです。

①利益を伴った成長

将来の持続的な事業成長を可能とするため、経営効率を高め経営基盤を強化します。

②事業分野の拡大

新事業などの新たな分野へ進出し、将来に向けて成長し続ける企業を実現します。

また、当社連結子会社である新高（福建）日用品有限公司における料理用固形燃料の生産停止及び中国第2工場建設期間延長につきまして、株主および関係各位に多大なご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社では、2009年より中国に進出し、法規制を遵守しつつ、事業を進めておりましたが、法規制の変化を踏まえた対応が不十分であり、今回の事態に至りました。

かかる事態を重く受け止め、さらなる法規制の遵守、再発防止への徹底を図るとともに、法規制に適応した改良製品の開発を早急に行い、料理用固形燃料の生産再開に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年5月31日現在）

当社グループは、主にフードビジネス業界向け化成品事業として、業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤及び固形燃料等の製造・販売を行っております。

また、当該事業に付随して、フードビジネス業界向けに、食器洗浄機のメンテナンスサービス、衛生管理支援サービスも行っております。

当社グループの現在の主要取扱品目は次のとおりであります。

品 目	細品目	主な製品・商品
業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤等	食器用洗剤	「マイソフトコンク」「ローヤルサラセン」 「スーパーサラセン」「除菌中性洗剤」
	食器洗浄機用洗浄剤	「リキッドPLH」「リキッドPH」 「ジャストパックPLW」 「ハイソリッドPWH」「エンソリッドLWH」 「スーパーWS」「ニューリンスP」
	漂白剤等	「ニイタカブリーチ」 「ニューホワイトアップ」 「サニクロール」
	アルコール製剤	「ノロスター」「セーフコール」 「Nスター」
	洗浄剤	「ニューケミクール」 「ケミガード」 「ケミファイン クイックすすぎ」 「バスクリーナーコンク」 「リフガード」
	手洗い石けん	「薬用ハンドソープ」 「薬用ハンドソープコンク」 「ニイタカ ポピドンハンドウォッシュ」
固 形 燃 料	料理用	「カエンニューエースE」 「チェーフイング用カエン」
	屋外暖房用	「暖房用燃料」
サ ー ビ ス	食器洗浄機メンテナンス	定期メンテナンス、緊急メンテナンス
	衛生管理支援サービス	衛生講習、細菌検査、 衛生巡回サービス、Eラーニング
仕 入 商 品 等	厨房・浴用用品等	食品包装用ラップ、ペーパータオル、 ボディソープ、リンスインシャンプー

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年5月31日現在)

①当社

名 称	所在地	名 称	所在地
東京北営業所	東京都	大阪営業所	大阪府
東京東営業所	東京都	名古屋営業所	愛知県
東京西営業所	東京都	広島営業所	広島県
札幌営業所	北海道	福岡営業所	福岡県
仙台営業所	宮城県	びわ湖工場	滋賀県
つくば工場	茨城県		

②子会社

会社名	所在地
株式会社ユーホーニイタカ	茨城県
スイショウ油化工業株式会社	大阪府
新高（福建）日用品有限公司	中華人民共和国福建省
尼多咖（上海）貿易有限公司	中華人民共和国上海市
新高（江蘇）日用品有限公司	中華人民共和国江蘇省

(7) 使用人の状況 (2021年5月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
344名	14名減

(注) 使用人数は子会社の使用人数を含めた就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、シニアスタッフ、人材派遣会社からの派遣社員）は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
234名	6名減	43歳2ヶ月	14年10ヶ月

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、シニアスタッフ、人材派遣会社からの派遣社員）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (2021年5月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,600,900千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,251,200千円
株式会社みずほ銀行	327,190千円
株式会社商工組合中央金庫	295,000千円
株式会社池田泉州銀行	100,000千円
株式会社滋賀銀行	76,760千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (議決権基準日：2021年6月30日現在)

- ①発行可能株式総数 16,900,000株
- ②発行済株式の総数 5,943,052株
- ③株主数 5,717名
- ④大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ニイタカS C	1,175千株	19.91%
ニイタカ社員持株会	346千株	5.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	216千株	3.67%
つくしの会持株会	193千株	3.28%
森田千里雄	174千株	2.95%
ニイタカ会持株会	154千株	2.62%
株式会社商工組合中央金庫	115千株	1.96%
阪本薬品工業株式会社	110千株	1.88%
大日製罐株式会社	110千株	1.88%
奥山吉昭	73千株	1.25%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項 (自己株式の保有)

議決権基準日における保有株式数 普通株式 39,496株

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年 5月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 執行役員社長	奥 山 吉 昭	新高 (福建) 日用品有限公司董事 株式会社ニイタカSC代表取締役 尼多咖 (上海) 貿易有限公司董事長 新高 (江蘇) 日用品有限公司董事長
取 締 役 専務執行役員	相 川 保 史	新高 (福建) 日用品有限公司董事
取 締 役 常務執行役員 営業本部長	野 尻 大 介	尼多咖 (上海) 貿易有限公司董事
取 締 役 (常勤監査等委員)	佐 古 晴 彦	株式会社ユーホーニイタカ監査役 スイショウ油化工業株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員)	池 崎 英 一 郎	
取 締 役 (監査等委員)	茂 木 鉄 平	弁護士法人大江橋法律事務所社員 大江橋法律事務所パートナー 倉敷紡績株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	西 山 万 里	進栄化学株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 池崎英一郎氏、取締役 (監査等委員) 茂木鉄平氏及び取締役 (監査等委員) 西山万里氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 池崎英一郎氏及び取締役 (監査等委員) 茂木鉄平氏は、東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 2020年9月24日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、竹村聡氏は取締役 (監査等委員) を辞任いたしました。
4. 取締役佐古晴彦氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内業務に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、監査室等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 (監査等委員) は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結しております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意または重大な過失があった場合、もしくは当該保険契約において、保険会社が免責されるべき事由として想定されている事由のある場合には填補の対象としないこととしております。

④取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

a. 基本方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬と業績に連動して増減する報酬とで構成する。業績連動報酬を組み入れる目的は、企業価値の持続的増大に貢献するという役員者の使命の一つを後押しすることである。監査等委員である取締役についてはその職務に鑑み、固定報酬とする。

b. 金銭報酬の個人別金額の決定に関する方針

個々の役位によって固定報酬を決定し、役員者の連帯責任としての業績連動報酬を加えて最終年俸を決定する。

c. 業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意欲を高めるため通期の連結営業利益を目標とし、その達成率に応じて算定する。その金額を翌事業年度の報酬として支給する。目標値の設定や達成率の報酬額への反映の仕方については指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて適宜見直すこととする。

d. 個人別報酬における業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬8割程度、業績連動報酬2割程度を基本とし、業績連動報酬の増減によりその割合は変動する。

e. 個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決議された報酬算定基準表で算定される。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の決定については、取締役会において代表取締役社長 執行役員社長である奥山吉昭氏に委任する旨を決議しており、同氏は、各取締役の個人別の報酬等の額について決定する権限を有しております。これらの権限を委任する理由は、各取締役の職務及び業績を最も良く把握している代表取締役社長 執行役員社長が個人別の報酬等を決定することが、最も合理的かつ適切と判断しているためであります。

なお、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決議された報酬算定基準表に基づき報酬等を決定すべきこととする等の措置を講じており、当該手続きを経て、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	81,476 (-)	73,468 (-)	8,008 (-)	- (-)	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	27,920 (21,200)	27,920 (21,200)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	109,396 (21,200)	101,388 (21,200)	8,008 (-)	- (-)	10 (4)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2015年8月26日開催の第53回定時株主総会において年額1億2千万円以内と決議いただいております。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2020年9月24日開催の第58回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度における業績連動報酬については、前事業年度の連結営業利益をもとに決定いたしました。2020年5月期の連結営業利益は16億1千7百万円であり、その達成率は135%でありました。
4. 上表には、2020年9月24日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) 2名及び取締役 (監査等委員) 1名 (うち社外取締役1名) を含んでおります。

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）茂木鉄平氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の社員、大江橋法律事務所のパートナー及び倉敷紡績株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と同3社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西山万里氏は、進栄化学株式会社の代表取締役社長であります。当社と進栄化学株式会社との間には、化粧品用油剤の製造受託等の取引があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	池崎英一郎	取締役会出席13回／13回、監査等委員会出席12回／12回 企業経営者としての経験と高い見識にもとづき、中長期的な観点からDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等に係る積極的な発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 (監査等委員)	茂木 鉄平	取締役会出席13回／13回、監査等委員会出席12回／12回 弁護士としての豊富な専門知識と経験を有しており、また当社以外の手企業における社外取締役の経験も活かし、特に子会社を含めたグループの内部統制の在り方等について積極的な発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 (監査等委員)	西山 万里	取締役会出席13回／13回、監査等委員会出席12回／12回 化粧品原料等の製造・販売を手掛ける企業の経営者として豊富な経験と知識を有しており、当社の新たな市場開拓や取締役会の活性化等に関して積極的かつ具体的な発言を行うなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

なお、本年4月21日に公表しましたとおり、当社連結子会社である新高（福建）日用品有限公司において製造する中国市場向けの料理用固形燃料について福州市应急管理局より危険化学品に該当するとの指摘を受けました。取締役である池崎英一郎氏、茂木鉄平氏、西山万里氏は、いずれも事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の観点から積極的な提言を行ってまいりました。また、当該事実の認識後は、弁護士としての豊富な経験と高い知見を有する茂木鉄平氏を中心に、事実関係の調査に尽力しております。

(3) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

ひびき監査法人

②会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス及びリスク管理を統括する組織として「CSR委員会」を設置いたします。コンプライアンスの推進については、「倫理方針」「倫理規程」に基づき、取締役及び使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務執行にあたるよう研修等を通じて指導いたします。また、「内部通報制度規程」に基づき、取締役及び使用人が社内の不正行為、違法行為及び犯罪的行為等を通報し、会社はそれに対し適切に対応いたします。その際会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行いません。加えて、「反社会的勢力排除対応規程」に定めた方針に従い、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じません。

リスク管理の推進については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」に基づき、各部門が有するリスクの把握、分析、評価を行い、適切な対策を実施いたします。

当社グループは、不測の事態を想定した「緊急事態対応手順」を定め、不測の事態が発生した場合には、同手順に基づき、当社社長を本部長とする対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を構築・運用いたします。

ロ. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な決定事項について原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行います。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、各年度予算・全社方針を設定いたします。各部門においては、その方針を基に具体策を立案し、実行いたします。

当社取締役会の決定に基づく業務執行のうち部門及び当社グループを横断する重要な業務執行については、執行役員によって構成される執行役員会にて審議を行い、その審議を経て執行いたします。

ハ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、「株主総会議事録」「取締役会議事録」等の取締役の職務の執行に係る文書等の保存及び管理を行います。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

ニ. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、適切な経営管理を行います。

当社グループにおける業務の適正を確保するため、「倫理方針」「行動規範」を当社グループ全体に適用し、これを基礎として、当社グループ各社が諸規程を制定・改訂いたします。

監査室は、「総合内部監査規程」に基づき当社グループの業務監査を行い、その結果を適宜、当社社長に報告いたします。

ホ. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員会補助者」という。）の任命、解任、人事異動、評価等は、監査等委員会の同意の上決定することとし、監査等委員会補助者の、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保いたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。

ヘ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人は、監査等委員が出席する取締役会等の業務執行又は業績に関する会議において、業務又は業績に影響を与える重要な事項を報告いたします。

前記にかかわらず、監査等委員会が選定した監査等委員は、いつでも必要に応じて、当社グループの、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。

監査室は、「総合内部監査規程」に基づき内部監査計画を立て、内部監査の結果を監査等委員会に定期的に報告いたします。

「内部通報制度規程」に基づき、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保いたします。

ト. 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底いたします。

チ. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理いたします。

監査等委員が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用を負担いたします。

監査等委員会は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査等委員会の定める監査方針及び分担に従って監査するとともに、会計監査人及び監査室と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保いたします。

監査等委員会は、取締役及び使用人の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査業務の環境を整備するように努めるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。また、監査等委員会は、主要な稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるといたします。

なお、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- イ. コンプライアンス及びリスク管理を取り扱うCSR委員会を年間で3回開催いたしました。法令等の順守状況や法令改正への対応等を議論し、必要な対応策を決定しております。この内容を執行役員会に報告、また重要な事項については取締役会でも取り上げ審議しております。
- ロ. 取締役会を年13回開催し、迅速な意思決定に努めました。また、業務の運営については、中期経営計画の主要課題についての進捗確認や月次の決算における重要な問題点の把握を行い、必要な対応を決定しております。加えて、定期的に、子会社の業務執行責任者を召致し決算概要及び業務概要の報告を受け、必要な対応を決定しております。
- ハ. 取締役会において、業務執行又は業績に重要な影響を与える事項について、監査等委員の理解が進むよう、その検討過程も含め報告しております。また、監査等委員は原則として毎月監査等委員会を開催し、監査室から内部監査の結果報告を受けるなどして、業務執行の状況や法令の順守状況等について評価を行っております。加えて、監査等委員は業務執行に責任を負う各部門責任者と面談の機会を設け、状況把握に努めました。
- ニ. 当社では、子会社管理部門を設置し、必要な助言や対応を行っております。なお、本年4月21日に公表しましたとおり、当社連結子会社である新高（福建）日用品有限公司において製造する中国市場向けの料理用固形燃料について福州市应急管理局より危険化学品に該当すると指摘を受けたことを踏まえ（その後、本年6月28日に公表しましたとおり、2021年6月22日付けで同社は料理用固形燃料の生産停止を福州市应急管理局より命じられております。）、特に、中国子会社については、現地弁護士法人や化学物質規制業務を支援する総合コンサルティング会社を起用し、法規制の確認や各関係省庁への対応を主導的に進め、内部統制体制をより一層強化しております。また子会社の取締役及び監査役を当社の取締役又は使用人が兼任し、子会社の取締役会で経営内容を確認するとともに、重要な事項については取締役会でも取り上げ審議しております。加えて、監査室は、必要な項目を決め、定期的に子会社の業務監査を実施し、指摘事項への対応状況を管理しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社における「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の概要は下記のとおりであります。

①会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様による自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様による株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みの概要

イ、「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社グループは、長期目標として、業務用洗剤洗浄剤業界で、「経営の質、業界No.1」企業となる事を目指しております。その目標を達成するため、中期経営計画「NIP Q60」を策定しております。その概要につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」に記載しております。

ロ、コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

当社は、当社グループの経営理念を実現し、継続的に企業価値を高めることを目指しております。2015年6月1日に適用開始された「コーポレートガバナンス・コード」への対応として、改めて「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、方針に則った活動を行うことで、経営効率の向上及び経営の健全性の向上に努めております。

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人、監査室及びCSR委員会等の各組織機関が相互に連携し、さらには内部通報制度も設け、コンプライアンスの徹底やリスク管理の充実をはじめとした内部統制システムが有効となるよう努めております。

当社取締役会は、定時取締役会を1ヶ月に1回、臨時取締役会を随時開催し、取締役会規程に定められた付議事項について十分な審議を行っております。また、執行役員を招集して行う執行役員会を月例で実施し、取締役会の方針に基づく経営執行上の重要事項の審議を迅速に進めております。

当社は、これらの取り組みとともに、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

- ③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は、当社株式に対する大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適宜適切な措置を講じます。

- ④上記の取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記②及び③の取り組みは当社の企業価値の向上を目的としたものであることから、上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の企業価値を高める事業戦略に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保金は、業容拡大に向けた、技術開発、製品開発、設備投資や人材育成ならびに手元資金の流動性確保に活用したいと考えております。

連結貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,948,553	流 動 負 債	4,602,068
現金及び預金	5,753,847	支払手形及び買掛金	742,827
受取手形及び売掛金	2,583,920	電子記録債務	1,394,229
電子記録債権	1,045,536	1年内返済予定の長期借入金	625,280
商品及び製品	943,584	リース債務	4,047
仕掛品	28,651	未払金	539,999
原材料及び貯蔵品	537,031	未払法人税等	493,280
その他	60,016	その他	802,403
貸倒引当金	△4,033	固 定 負 債	4,573,229
固 定 資 産	9,519,689	長期借入金	3,057,300
有形固定資産	7,624,259	リース債務	12,025
建物及び構築物	3,383,834	繰延税金負債	17,972
機械装置及び運搬具	989,180	退職給付に係る負債	1,371,424
工具器具備品	175,604	その他	114,506
土地	3,016,850	負 債 合 計	9,175,297
リース資産	16,333	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	36,430	株 主 資 本	11,142,861
その他	6,026	資本金	585,199
無形固定資産	360,800	資本剰余金	595,337
ソフトウェア	294,532	利益剰余金	10,013,277
ソフトウェア仮勘定	1,298	自己株式	△50,953
その他	64,969	その他の包括利益累計額	150,085
投資その他の資産	1,534,629	その他有価証券評価差額金	77,847
投資有価証券	349,934	為替換算調整勘定	72,237
繰延税金資産	510,170	純 資 産 合 計	11,292,946
その他	779,268	負 債 純 資 産 合 計	20,468,243
貸倒引当金	△104,743		
資 産 合 計	20,468,243		

連結損益計算書

(2020年6月1日から)
(2021年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,436,868
売上原価	10,276,782
売上総利益	8,160,085
販売費及び一般管理費	5,711,195
営業利益	2,448,890
営業外収益	
受取利息	12,902
受取配当金	7,577
受取貸料	42,566
売電収入	8,675
その他	14,930
営業外費用	
支払利息	12,593
貸入原価	24,771
売電原価	5,767
貸倒引当金繰入	11,887
その他	15,034
経常利益	2,465,488
特別利益	
受取保険料	1,788
その他	67
特別損失	
固定資産除売却損	1,289
投資有価証券売却損	687
減損損失	1,059,025
税金等調整前当期純利益	1,061,002
法人税、住民税及び事業税	715,222
法人税等調整額	△6,130
当期純利益	697,248
親会社株主に帰属する当期純利益	697,248

貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,160,988	流 動 負 債	4,063,408
現金及び預金	4,409,439	支払手形	33,705
受取手形	385,242	電子記録債権	1,364,648
電子記録債権	1,003,793	買掛金	536,576
売掛金	1,954,847	1年内返済予定の長期借入金	625,280
商品及び製品	877,667	リース債務	379
仕掛品	26,552	未払金	322,639
原材料及び貯蔵品	409,026	未払費用	375,065
前払費用	24,685	未払法人税等	446,000
前払費用	17,019	その他	359,113
関係会社短期貸付金	35,000	固 定 負 債	4,510,816
その他金	21,349	長期借入金	3,057,300
貸倒引当金	△3,633	退職給付引当金	1,339,010
固 定 資 産	10,158,802	その他	114,506
有形固定資産	7,056,758	負 債 合 計	8,574,224
建物	3,008,553	(純 資 産 の 部)	
構築物	75,925	株 主 資 本	10,667,718
機械及び装置	930,545	資 本 金	585,199
工具器具備品	166,189	資 本 剰 余 金	595,337
土地	2,865,554	資 本 準 備 金	595,337
リース資産	2,652	利 益 剰 余 金	9,538,134
その他	7,337	利 益 準 備 金	24,873
無 形 固 定 資 産	300,858	その他利益剰余金	9,513,261
ソフトウェア	293,653	特別償却準備金	4,949
その他	7,204	土地圧縮積立	37,092
投資その他の資産	2,801,185	別途積立	2,000,000
投資有価証券	349,934	繰越利益剰余金	7,471,219
関係会社株	1,762,938	自 己 株 式	△50,953
長期貸付金	25,000	評価・換算差額等	77,847
関係会社長期貸付金	140,000	その他有価証券評価差額金	77,847
破産更生債権等	6,802	純 資 産 合 計	10,745,565
長期前払費用	5,137	負 債 純 資 産 合 計	19,319,790
繰延税	561,154		
その他	54,493		
貸倒引当金	△104,276		
資 産 合 計	19,319,790		

損益計算書

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高	13,614,936	16,993,847
売上高他	3,127,956	
売上原価	250,954	
売上原価他	6,936,702	
営業利益	2,646,079	9,786,861
営業外収益	204,078	7,206,985
営業外費用		5,141,745
営業外費用他		2,065,240
営業外費用他	5,813	
営業外費用他	2,132	
営業外費用他	241,097	
営業外費用他	7,928	
営業外費用他	44,006	
営業外費用他	8,675	
営業外費用他	9,721	319,377
営業外費用他	11,820	
営業外費用他	24,771	
営業外費用他	5,767	
営業外費用他	11,887	
営業外費用他	26	54,272
営業外費用他		2,330,344
営業外費用他	1,788	1,788
営業外費用他	414	
営業外費用他	883,186	
営業外費用他	117,571	
営業外費用他	687	1,001,860
営業外費用他		1,330,272
営業外費用他	625,951	
営業外費用他	△11,669	614,281
営業外費用他		715,991

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月21日

株式会社ニイタカ
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 安原 徹 ㊞
業務執行社員 公認会計士 木下 隆 志 ㊞
代表社員
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニイタカの2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニイタカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月21日

株式会社ニイタカ
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 公認会計士 安原 徹 (印)
業務執行社員
代表社員 公認会計士 木下 隆志 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニイタカの2020年6月1日から2021年5月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第59期事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、下記の方法で当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、監査室及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月28日

株式会社ニイタカ 監査等委員会

常勤監査等委員	佐古晴彦	Ⓔ
監査等委員	池崎英一郎	Ⓔ
監査等委員	茂木鉄平	Ⓔ
監査等委員	西山万里	Ⓔ

(注) 監査等委員池崎英一郎、茂木鉄平及び西山万里は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第59期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で事業報告及びその附属明細書に関して監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、監査室及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討しました。

2. 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。

2021年8月20日

株式会社ニイタカ 監査等委員会

常勤監査等委員	佐古晴彦	Ⓡ
監査等委員	池崎英一郎	Ⓡ
監査等委員	茂木鉄平	Ⓡ
監査等委員	西山万里	Ⓡ

(注) 監査等委員池崎英一郎、茂木鉄平及び西山万里は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項


第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。


監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 おく やま よし あき 奥 山 吉 昭 (1958年6月14日生)	1982年4月 当社入社 1996年7月 取締役就任 総務部長 2001年8月 常務取締役就任 2007年9月 福建新拓高日用化学品有限公司 (現 新高(福建)日用品有限公司) 董事長就任 2009年8月 管理本部長 2010年8月 専務取締役就任 2011年8月 取締役副社長就任 2013年6月 代表取締役社長就任 2015年8月 代表取締役社長執行役員社長就任 (現任) 2017年7月 スイショウ油化工業株式会社 代表取締役就任 2018年8月 尼多咖(上海)貿易有限公司 董事長就任(現任) 2019年1月 新高(江蘇)日用品有限公司 董事長就任(現任)	77,284株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、入社後、主に管理部門で当社の発展に貢献してきました。謙虚で私欲の無い姿勢で業務に精励し、能力と経営者としての資質を高く評価され次の経営を託されることとなりました。代表取締役社長に就任した後は、精力的に全国の得意先を訪問し、信頼関係を構築するなど、業界ナンバーワンの達成に向けてリーダーシップを発揮し続けています。よって、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	 <small>あい かわ やす し</small> 相川保史 (1957年6月27日生)	1984年3月 当社入社 2003年6月 技術部長 2003年8月 取締役就任 2005年6月 技術製造本部長 2009年6月 福建新拓高日用化学品有限公司 (現 新高(福建)日用品有限公司) 董事就任(現任) 2011年8月 常務取締役就任 2013年5月 株式会社ユーホーニイタカ 代表取締役社長就任 2015年8月 取締役専務執行役員就任(現任)	27,104 株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、技術部門及び生産部門に幅広い見識を有し、奥山吉昭氏と同様に謙虚で私欲の無い姿勢を評価され経営幹部に抜擢されました。従業員からの信頼も厚く、業界ナンバーワンに向け、戦略的製品開発や生産の思い切った効率化等において基本的な方向性を示し、関連部門において指導力を発揮しています。よって、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	 <p>野 尻 大 介 (1967年8月17日生)</p>	<p>1994年4月 当社入社 2015年6月 営業本部 東日本営業部長 2018年8月 尼多咖（上海）貿易有限公司 董事就任（現任） 2018年9月 執行役員 営業本部副本部長 2019年6月 執行役員 営業本部長 2020年9月 取締役常務執行役員 営業本部長 就任（現任）</p>	6,873 株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、長年にわたり営業業務に携わり、大手外食チェーンを含めた販売現場に精通しております。営業部門の統括として、ECの台頭など流通網の変化に対応しながら、国内事業の継続的な発展に貢献しております。よって、当社グループの企業価値向上に寄与すると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	 <p data-bbox="248 530 474 601">池崎英一郎 (1947年9月14日生)</p>	<p data-bbox="499 201 1034 223">1971年4月 アナログ・デバイセズ株式会社入社</p> <p data-bbox="499 231 1034 284">1987年7月 サン・マイクロシステムズ株式会社入社</p> <p data-bbox="499 291 1034 344">1991年4月 コンパックコンピュータ株式会社入社</p> <p data-bbox="499 352 1034 405">1995年10月 株式会社ステーション・ガイア 専務取締役就任</p> <p data-bbox="499 412 1034 465">1997年2月 株式会社コンチェルト創立 代表取締役社長就任</p> <p data-bbox="499 473 1034 526">2010年12月 ユーホーケミカル株式会社 代表取締役社長就任</p> <p data-bbox="499 533 1034 639">2013年8月 当社社外監査役就任 株式会社ユーホーニイタカ 監査役就任</p> <p data-bbox="499 647 1034 669">2014年8月 当社社外取締役就任</p> <p data-bbox="499 677 1034 730">2015年8月 当社社外取締役(監査等委員) 就任 (現任)</p>	1,658 株
<p data-bbox="262 749 600 772">【社外取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="275 787 1211 886">同氏は、企業経営の経験を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行してこられました。今までの豊富な知識や経験等を当社の経営に活かして頂くため、同氏を社外取締役候補者とするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池崎英一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 池崎英一郎氏は、現在当社の社外取締役(監査等委員)であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、池崎英一郎氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認された場合、同氏と当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟の損害が填補されることとなります(ただし、悪意または重大な過失があった場合、もしくは当該保険契約において、保険会社が免責されるべき事由として想定されている事由のある場合を除く)。各候補者が取締役役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は契約

期間の満了時に更新を予定しております。

6. 当社は、東京証券取引所に対して池崎英一郎氏を独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 池崎英一郎氏は、2013年8月から2014年8月までの期間当社の社外監査役でありました。また、同氏は、過去に当社の子会社である株式会社ユーホーニイタカの業務執行者でない役員（監査役）でありました。
8. 各候補者の所有する当社の株式の数には、役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。


第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件


監査等委員である取締役4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。


なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 佐古晴彦 (1958年5月17日生)	1984年3月 当社入社 2004年12月 営業管理部長 2005年8月 執行役員就任 2007年12月 経営企画部長 2011年6月 管理部長 2011年8月 取締役就任 管理本部副本部長 2012年6月 管理本部長兼総務部長 2015年8月 執行役員 管理本部長 2019年12月 執行役員(総務部担当) 2020年9月 取締役(常勤監査等委員)就任 (現任) 2020年9月 株式会社ユーホーニイタカ 監査役就任(現任) 2020年9月 スイショウ油化工業株式会社 監査役就任(現任)	5,542株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり管理業務に携わり、幅広い経験を通じコンプライアンス、リスク管理等に精通しております。常勤監査等委員として、社外取締役と連携し、当社の経営監督及び取締役会に対する監査機能の強化に貢献しております。よって、当社グループの企業価値向上に寄与すると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	 もぎ てっ べい 茂 木 鉄 平 (1958年10月17日生)	1989年4月 弁護士登録 1989年4月 大江橋法律事務所入所 1992年7月 クリアリー ゴットリーブ スティーン&ハミルトン法律事務所 (Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton LLP) ブラッセル・オフィス勤務 1993年1月 デ ブラウ ブラックストーン ウェストブロウク公証人・弁護士事務所 (De Brauw Blackstone Westbroek) ロッテルダム・オフィス勤務 1994年4月 大江橋法律事務所パートナー (現任) 2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員 (現任) 2004年4月 関西学院大学ロースクール(法科大学院)実務家教員(専任教員) 2009年6月 塩野義製薬株式会社 社外取締役就任 2010年4月 関西学院大学ロースクール(法科大学院)非常勤講師 2014年8月 当社社外監査役就任 2015年6月 倉敷紡績株式会社社外監査役就任 2015年8月 当社社外取締役(監査等委員)就任 (現任) 2016年6月 倉敷紡績株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	486株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な専門知識と経験により、引き続き監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	 <p>にし やま ま り 西 山 万 里 (1966年3月12日生)</p>	<p>2009年7月 進栄化学株式会社入社 2009年7月 同社取締役就任 2014年5月 同社取締役専務就任 2015年9月 同社代表取締役社長就任（現任） 2019年9月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p>	745 株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、豊富な企業経営の経験を活かし、引き続き監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	 いたがきえり 板垣絵里 (1960年9月22日生)	1983年4月 住友商事株式会社入社 1988年2月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社 1989年8月 アンダーセンコンサルティングの分離によりアーサーアンダーセン(現有限責任あずさ監査法人)に所属変更 1995年1月 公認会計士・税理士板垣総合事務所入所 1996年4月 同副所長(現任) 2020年6月 全国保証株式会社 社外監査役就任(現任)	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、大手監査法人及び公認会計士・税理士事務所に長年従事され、会計分野における豊富な専門知識と経験を有しております。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>			

- (注) 1. 西山万里氏が代表取締役社長を務める進栄化学株式会社と当社との間には、化粧品用油剤の製造受託等の取引があります。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 茂木鉄平氏及び西山万里氏は、社外取締役候補者であります。
3. 板垣絵里氏は、新任の社外取締役候補者であります。
4. 茂木鉄平氏は、現在当社の社外取締役(監査等委員)であり、その在任期間は、本總會終結の時をもって6年となります。
5. 西山万里氏は、現在当社の社外取締役(監査等委員)であり、その在任期間は、本總會終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、佐古晴彦氏、茂木鉄平氏及び西山万里氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結しております。なお、同3氏の選任が承認された場合、各氏と当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、板垣絵里氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結する予定であります。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟の損害が填補されることとなります（ただし、悪意または重大な過失があった場合、もしくは当該保険契約において、保険会社が免責されるべき事由として想定されている事由のある場合を除く）。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。
9. 当社は、東京証券取引所に対して茂木鉄平氏を独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
10. 当社は、板垣絵里氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
11. 茂木鉄平氏は、2014年8月から2015年8月までの期間当社の社外監査役でありました。
12. 2015年8月、茂木鉄平氏が社外監査役に就任していた倉敷紡績株式会社において、元従業員による循環取引等の不適切行為が発覚しました。同氏は同社の特別調査委員会の委員長として当該事案の調査にあたり、当該元従業員以外の複数の従業員による類似行為も解明し、これにより同社は有価証券報告書等の過年度修正を行いました。これらの不適切行為は、その殆どが同氏の社外監査役就任前に発生したものであります。同氏は、調査結果に基づき種々の再発防止策を提案し、引き続き同社の社外取締役（監査等委員）として、対策の実施状況等を監視しております。
13. 各候補者の所有する当社の株式の数には、役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。

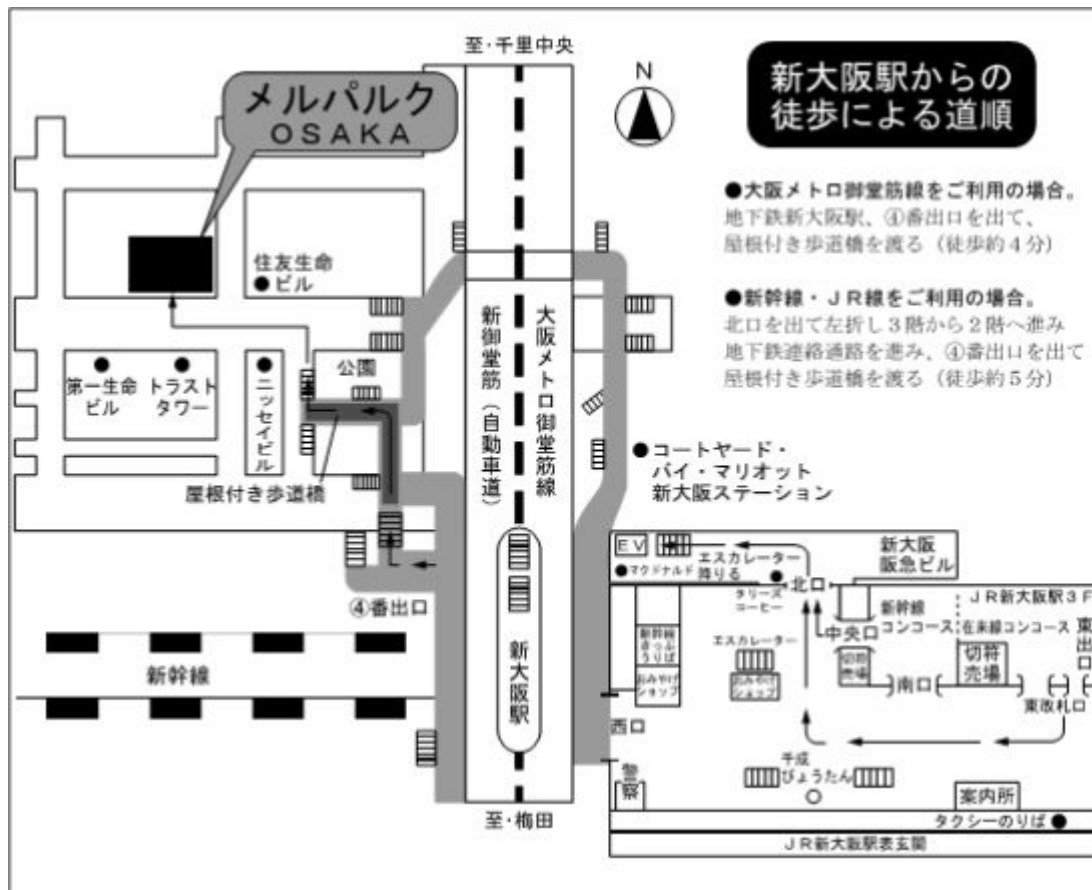
以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
 ホテルメルパルクOSAKA 4階 ソレイユ
 TEL 06-6350-2111 (代表)



会場には本株主総会専用駐車場及び駐輪場の用意がございません。公共交通機関をご利用ください。



環境に配慮した森林認証用紙を使用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。